

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		汚染拡散防止の措置命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 7 9 条 第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1331)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定。 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		